

伊勢まなび高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が、継続的に行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、被害側の生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組みます。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、いじめによる被害生徒も加害生徒も出さないよう適切な指導を行います。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力を努めます。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育推進代表

※その他必要に応じて、養護教諭・特別支援教育コーディネーター・担任等校内関係者及び心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等に出席を求めるものとする。

(2) いじめ防止委員会の役割

- ア 伊勢まなび高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
- ウ いじめに関するアンケートの実施と結果集約。
- エ いじめの認知および解消に必要と考えられる調査や教育相談等の実施。

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

別紙1 校内指導体制

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめに関するアンケート実施など早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中心として、生徒指導委員会と連携しながら、情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。 **別紙4 組織的対応**

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

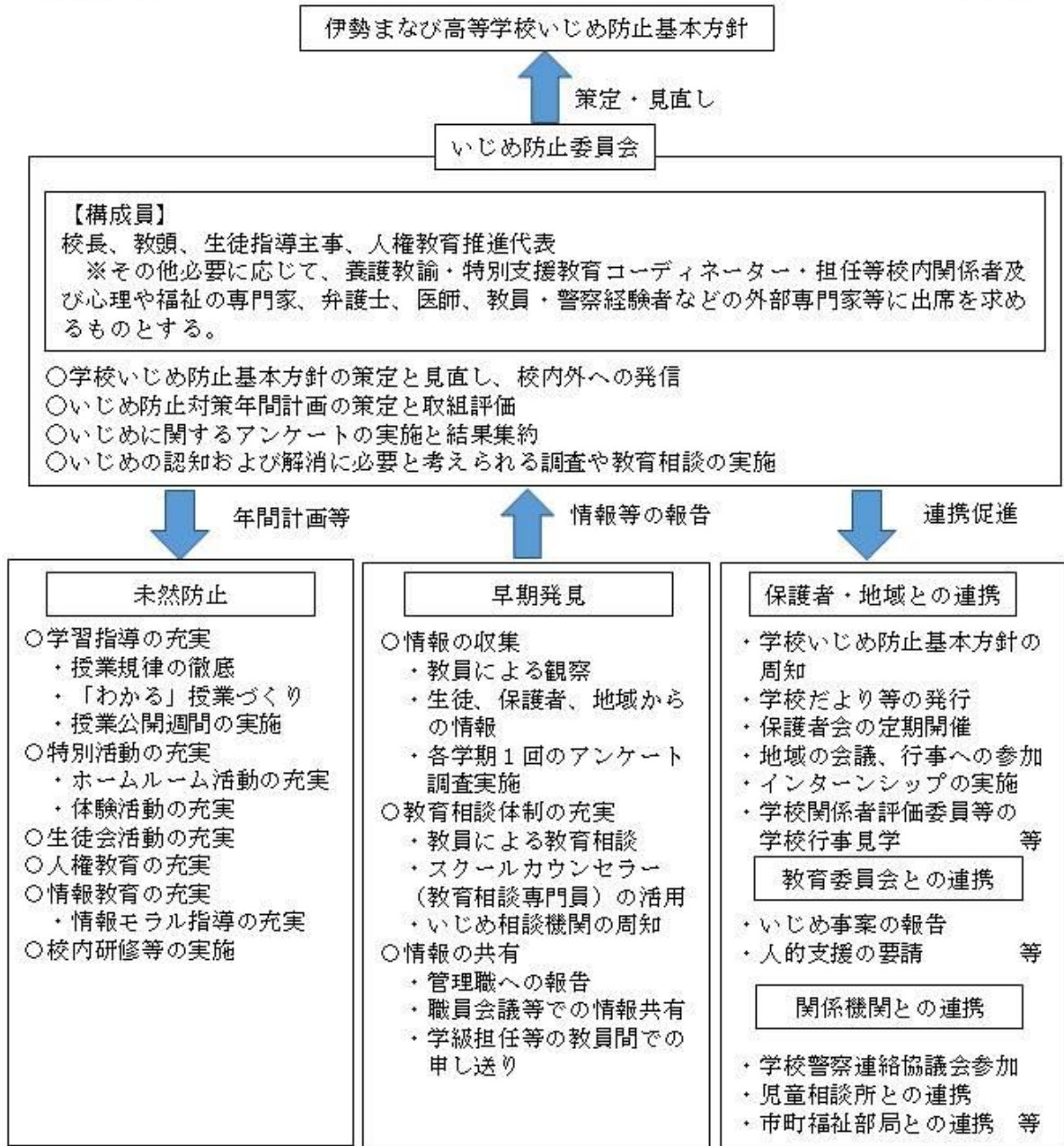
校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会及び生徒指導委員会で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

8 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、学校関係者評価委員等の意見を取り入れるよう留意する。



※いじめ発生時の対応については別紙4を参照

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- とくどき涙ぐんでいる
- はっきりとした理由のない遅刻・早退・欠席が増える
- 学校（部活動）を辞めたいと言う
- 帰宅時間が必要以上に遅くなっている
- 用もないのに校内に残り、下校しない

◎授業中・休み時間

- 友だちから冷やかされる
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

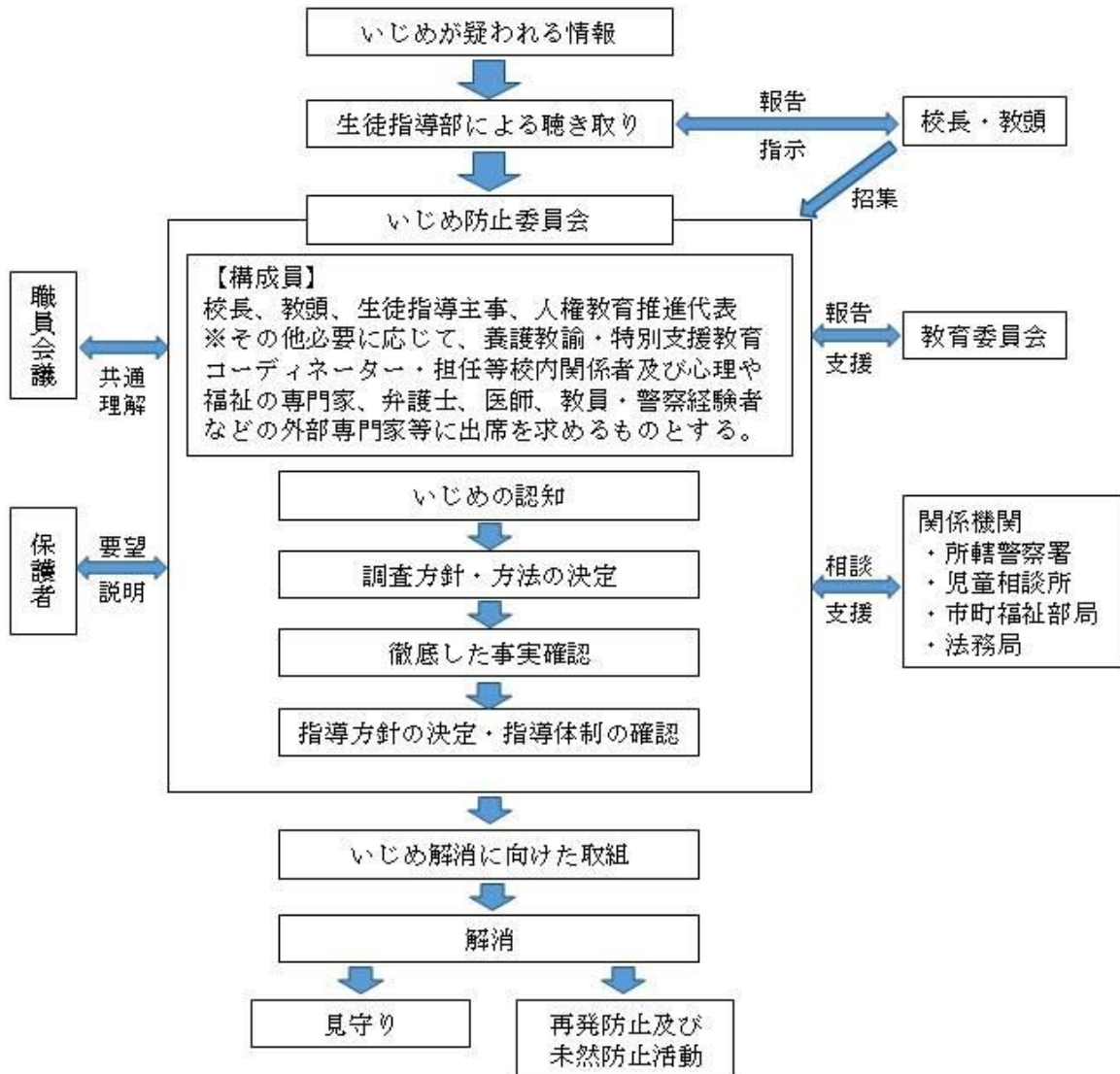
◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 教師が近づくと、集団が分散する

月	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針の確認、周知 ・年間計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校との情報交換 ・生徒情報共有 ・人権LHR（1年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・いじめ相談機関の周知
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・面談週間の情報集約、情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・面談週間
6月			
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート①集約、分析、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える集い 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート① ・保護者会
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・人と人とのきずなをつくる集い 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間の情報集約、情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開週間 ・人権LHR 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート①集約、分析、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート② ・保護者会
1月			
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策取組評価 ・いじめアンケート①集約、分析、情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのアンケート③
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報共有 ・学校いじめ基本方針見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への申し送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会



【学校の対応】

- ・被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。